

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年2月18日
【会社名】	新電元工業株式会社
【英訳名】	Shindengen Electric Manufacturing Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 雅人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)3279-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室企画部長 久保田 辰敬
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)3279-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室企画部長 久保田 辰敬
【縦覧に供する場所】	新電元工業株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号) 新電元工業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年11月6日開催の取締役会において、新電元デバイス販売株式会社を吸収合併消滅会社として同社と吸収合併を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 新電元デバイス販売株式会社  
 本店の所在地 : 東京都千代田区神田佐久間町1-11  
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 鈴木 吉憲  
 資本金の額 : 100百万円(平成27年3月31日現在)  
 純資産の額 : 451百万円(平成27年3月31日現在)  
 総資産の額 : 2,233百万円(平成27年3月31日現在)  
 事業の内容 : 半導体製品, 電源製品, 電装製品の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高(百万円)	3,117	3,873	4,129
営業利益(百万円)	91	143	121
経常利益(百万円)	90	141	123
当期純利益(百万円)	52	81	42

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
 新電元工業株式会社 100%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、新電元デバイス販売株式会社の全株式を保有しております。

人的関係 当社の取締役1名が同社の代表取締役を、当社の執行役員1名が同社の取締役を、当社の従業員1名が同社の取締役を、当社の従業員1名が同社の監査役をそれぞれ兼任しております。

取引関係 当社は、新電元デバイス販売に対する製品等の販売取引を行っております。

### (2) 当該吸収合併の目的

新電元デバイス販売株式会社は、当社が100%出資する連結子会社であり、当社グループ製品の販売を行ってまいりました。この度、同社の経営資源を活用することにより、お客様へのサービスの充実とともに売上の拡大を図るため、当社は同社の吸収合併を行います。

### (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式によるものとし、新電元デバイス販売株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、新電元デバイス販売株式会社の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併による当社の株式その他の金銭等の割り当てはありません。

その他の合併契約の内容

(6)「合併契約書」をご参照ください。

### (4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 新電元工業株式会社  
本店の所在地 : 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
代表者の氏名 : 代表取締役社長 森川 雅人  
資本金の額 : 17,823百万円  
純資産の額 : 45,003百万円(注)  
総資産の額 : 115,620百万円(注)  
事業の内容 : 半導体製品, 電源製品, 電装製品の製造及び販売

(注) 純資産の額及び総資産の額については平成27年3月31日現在のものです。

(6) 合併契約書の内容は次のとおりであります。

#### 合併契約書

新電元工業株式会社(東京都千代田区大手町2-2-1。以下、「甲」という)と、新電元デバイス販売株式会社(東京都千代田区神田佐久間町1-11。以下、「乙」という)とは、次のとおり合併契約を締結する。

#### 第1条(合併)

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併(以下、「本件合併」という)する。

#### 第2条(合併対価の交付)

乙は甲の100%出資子会社であり、甲は本件合併に際して乙に対して対価の交付は行わない。

#### 第3条(効力発生日)

本件合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という)は、2016年4月1日とする。

但し、本件合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第4条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

甲は本件合併により、一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙より承継する。

2 甲は効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。従業員の勤続年数は乙の計算方式による年数を通算するものとする。

3 本件合併により甲が乙から承継する対象資産及び対象負債の価額は、2016年3月31日現在の貸借対照表計上額とする。

#### 第5条(会社財産の管理等)

乙は本契約締結後効力発生日に至る迄、善良なる管理者としての注意をもって業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議の上これを行うものとする。

#### 第6条(合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第7条(本契約書に規定外の事項)

本契約に規定するもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2015年11月10日

甲(合併会社) 東京都千代田区大手町2-2-1  
新電元工業株式会社  
代表取締役 森川雅人

乙(被合併会社) 東京都千代田区神田佐久間町1-11  
新電元デバイス販売株式会社  
代表取締役 鈴木吉憲

以上